

令和6年9月

大東市議会

定例会議会議案

提出

令和6年9月2日

も く じ

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第59号 | 令和6年度大東市一般会計補正予算（第2次）について----- | 別冊 |
| 議案第60号 | 令和6年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第1次） について----- | 別冊 |
| 議案第61号 | 令和6年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第1次） について----- | 別冊 |
| 議案第62号 | 令和6年度大東市介護保険特別会計補正予算（第1次）につ いて----- | 別冊 |
| 議案第63号 | 令和6年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1次）について----- | 別冊 |
| 議案第64号 | 令和6年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第1 次）について----- | 別冊 |
| 議案第65号 | 大東市教育委員会委員の任命について----- | 1 |
| 議案第66号 | 大東市公平委員会委員の選任について----- | 2 |
| 議案第67号 | 大東市固定資産評価員の選任について----- | 3 |
| 議案第68号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について----- | 4 |
| 議案第69号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ いて----- | 6 |
| 議案第70号 | 諸福小学校長寿命化改良工事請負契約について----- | 8 |
| 議案第71号 | 財産の取得について----- | 9 |
| 議案第72号 | 令和5年度大東市水道事業利益剰余金処分について----- | 10 |
| 議案第73号 | 大東市市税条例の一部を改正する条例について----- | 11 |

議案第67号

大東市固定資産評価員の選任について

大東市固定資産評価員 野田 一之氏から辞職願の提出があったので、その後任として、次の者を選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

住 所 [REDACTED]
氏 名 辻 本 雄 大
生年月日 [REDACTED]

| 公 職 歴 | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 昭和60年 4月 | 大東市奉職 |
| 令和 3年 4月 ~ 令和 6年 7月 | 選挙管理委員会事務局長 公平委員会事務局長 監査委員事務局長 |
| 令和 6年 7月 ~ 現在 | 副市長 |

議案第68号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約を変更するため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市」に改める。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第69号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正により関係市町村において行う事務を変更することに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更するため。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第70号

諸福小学校長寿命化改良工事請負契約について

諸福小学校長寿命化改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 諸福小学校長寿命化改良工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金2,055,900,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四條畷市雁屋南町18番27号 藤井工業・新田工務店特定建設工事共同企業体 代表者 四條畷市雁屋南町18番27号 株式会社 藤井工業 代表取締役 藤井 勝彦 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第71号

財産の取得について

大東市立図書館における図書館の運営に係るシステムの関連機器として、次の物品を取得する。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

<物品そのⅠ>

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 業務用端末その他電子機器 一式 |
| 2 取得の価格 | 金16,445,000円 |
| 3 取得の相手方 | 大阪府中央区城見一丁目4番24号 NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社 関西支社長 伊藤 幸夫 |

<物品そのⅡ>

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | ICタグ関連等機器 一式 |
| 2 取得の価格 | 金35,200,000円 |
| 3 取得の相手方 | 大阪府中央区城見一丁目4番24号 NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社 関西支社長 伊藤 幸夫 |

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に定める議会の議決に付すべき財産の取得の要件（予定価格の金額が、2,000万円以上の動産の買入れに係るものであること。）に該当するため。

議案第72号

令和5年度大東市水道事業利益剰余金処分について

令和5年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

| | | | |
|-----|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 当年度未処分利益剰余金 | | 436,156,922 円 |
| 2 | 利益剰余金処分類 | | |
| (1) | 資本金 | △202,654,895 円 | |
| (2) | 減債積立金 | 0 円 | |
| (3) | 建設改良積立金 | <u>△130,000,000 円</u> | <u>△332,654,895 円</u> |
| 3 | 翌年度繰越利益剰余金 | | <u>103,502,027 円</u> |

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第73号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第140条の14第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第20条の6第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の改正規定 公布の日
- (2) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (3) 第36条の2第8項の改正規定、第63条の2第1項第1号の改正規定、第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号の改正規定、第140条の14第1号の改正規定並びに附則第20条の6第1号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

印刷物番号

6 - 3 9